

入札の方法【一抜け方式】

この入札は、一抜け方式により実施する。

一抜け対象案件一覧表

落札決定 順位	案件名	場所
1	8-5（平方地内）給水整備工事	上尾市大字平方地内
2	8-4（泉台二丁目地内）給水整備工事	上尾市泉台二丁目地内
3	8-7（上尾村地内）給水整備工事	上尾市大字上尾村地内

- ① 開札は、上記一抜け対象案件一覧表の落札決定順位の順番で行う。
- ② 開札は、開札順が上位の案件から行い、開札順が上位の案件において落札者となった者が行った開札順が下位の案件における入札を無効とする。
- ③ 開札順が上位の案件の落札決定を保留した場合、開札順が下位の案件についても落札決定を保留し、上位の案件の落札決定後に、下位の案件を落札決定する。
- ④ 対象案件のうち、一部の案件が中止又は取止めとなった場合であっても、当該中止又は取止めとなった案件以外については、原則として入札手続きを進める。なお、開札順が上位の案件が中止又は取止めになった場合は、以降の開札順を繰り上げる。
ただし、一抜け方式による入札手続きを進めることが不適当となった場合は、一抜け方式を適用した案件の全てについて、入札手続きを中止する場合がある。
- ⑤ 開札順が下位の案件において、上位の案件における落札者の入札を無効としたことにより入札者が1者になる又は落札者がいなくなる場合は、一抜け方式を取りやめ、一抜け案件としてではなく単一の案件として開札する。
- ⑥ 入札結果の公表に当たっては、一抜け方式により無効とした旨を明示する。